主 文本件控訴はこれを棄却する。 当審における訴訴費用は全部被告人の負担とする。

本件控訴の趣意は弁護人服部訓子及び被告人本人提出にかかる各控訴趣意書記載のとおりであるから、ここにこれらを引用し、これに対し次のとおり判断する。

二、 そもそも道路とは一般交通の用に供する道その他の場所をいうのであるが、近来道路の政治、社会、経済、文化等の面でもつ重要性は日毎に増大し、その機能の確保は国民生活上不可欠のものとなつている。従つて道路を常に本来の用途に即して使用できるよう確保することは現下緊要な国民的課題である。而し近路である。前国においては、近時自動車が急激に増加し、特に大都市の道路交通量は外で選別である。当時間に直る路上放置は、さなきだに狭い道路を一層狭降なものとして、本来の目は、すべての国民の自由に使用し得る道路では、近近の混雑に拍車をかけると共に、すべての国民の自由に使用し得る道路では、の混雑に拍車をかけると共に、すべての国民の適正な使用と認め難いことにの記述を表しないところである。自動車の保管場所の確保等に関する法律によるで、立法の必要性と根拠はまことに明白といわねばならなので、立法の必要性と根拠はまことに明白といわねばならな

い。而して法は、同法第五条第二項の適用区域については、全国一律に適用する方式をとらず、同法第五条第三項、同法施行令第三条第一項本文により当該地域の道 路交通状勢等に鑑み道路交通の円滑化を図る必要性の有無等を勘案して必要性のあ る地域を指定する方式をとると共に、同法第五条第三項、同法施行令第三条第一項 但書により特別の用務を遂行するため必要がある場合その他につき政令で右適用地 域内でも右適用を解除する旨定めており、法自体適用地域については行き過ぎのな いよう十分配慮していることが明らかであり、而も、本件犯行の場所である東京都港区は東京都の中心部に位置しており、昭和三十七年本法制定当時より自動車の道路交通量が道路容量を上廻り、道路交通の円滑化と道路使用の適正化を要する地域であることは公知の事実であり、東京都港区が法第五条第二項の適用区域に指定されている。 れていることはまことに相当である。捜査報告書によれば、同書面には本件犯行当 時犯行場所附近には交通規制はなく、夜間でもあつたため、被告人の長期駐車は他 の交通に影響がなかつた旨の記載があり、所論は、右は本件犯行場所附近が法第五 条第三項、同法施行令第三条第一項但書により適用を解除すべき地域であること及 び所管官庁が怠慢により右の場合右解除区域の指定をなさず、これに因り法が現に単に「混雑し得る」という抽象的可能性の存在するに過ぎない区域にも適用されて いることの証左である旨主張するが、本件犯行の場所が本件当時偶右の状況であつ たとしても、これを以て同所附近が常時道路交通の円滑に著しい支障を及ぼす虞が ない地域とみることは、東京都港区に法第五条第二項が適用されるに至つた前記認 定事実等に徴し、相当でない。次に、法第五条第二項は、単なる道路上の駐車を禁 じているのではなく、自動車が道路上の同一の場所に引き続き十二時間以上駐車することとなるような行為及び自動車が夜間(日没から日出時までの時間をいう。) に道路上の同一の場所に引き続き八時間以上駐車することとなるような行為に限つ て禁じているのである。このような長時間駐車は法第五条第一項の保管場所として の使用ともみられ、道路交通の円滑化を著しく阻害するのみならず、道路使用の適 正化という観点からみても到底許容できない所為である。以上の諸点に鑑みると、 自動車の保有者等は右法条により右の限度に<要旨第一>おいて道路上に駐車をなし 得ない結果不利益を受けることは否定できないが、法第五条第二項は、これら個 人</要旨第一>の損失と禁止によつて得られる公益、即ち、道路交通の円滑化と道路 人/安日第一/の損人と禁止によってほうれるなが、まっ、たまれた。 使用の適正化の確保とを十分比較考量の上制定されたものであつて、而も、両者の 調整は、適用区域の面においても、駐車時間の面においても、十分尽されているこ とは前記説示に徴し明白である。以上によれば、法第五条第二項は憲法第三十一条 に違反するものではなく、論旨は理由がない。

被告人の控訴趣意について。

所論は、現在自動車は生活必需品となつているが、都心においては、殊に訪問先においては自動車の保管場所を確保することは不可能な状況である。にも拘らず、法は道路上の駐車を禁止している。右は自動車の使用を業務の一端としている者にとつては生活権の脅威である。而して都内には、国営、都営、区営の駐車場はないので、私設のそれに依存するのほかはないが、この場合一ケ月約二万円以上の出費が必要である。しかし、この出費は税法上必要経費としては認められない。かくてが必要である。しかし、この出費は税法上必要経費としては認められない。から、自分の家業は東京都内では全く不可能となり、それは生活を失なうことを意味する。右の次第で、法第五条第二項は国民の生活権を不当に侵害するから、憲法第二十五条第一項に違反し無効である旨縷々論述する。

なお、所論は、本件駐車の事情に関し、審理不尽があり、本件は腹痛という不可

よつて刑事訴訟法第三百九十六条により本件控訴を棄却し、刑事訴訟法第百八十一条第一項本文により当審における訴訟費用は全部被告人に負担させることとして、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 八島三郎 判事 栗田正 判事 中村憲一郎)